

教育委員会 6 月定例会 議事録

会議名 教育委員会 6 月定例会
開催日 令和 6 年 6 月 12 日（水）午前 10 時 30 分～午前 11 時 17 分
開催場所 議会棟 5 階 第 2 委員会室
出席者 高須教育長、秋元教育長職務代理人、中川委員（オンライン）、中澤委員、有山委員、山口委員

事務局等出席者

藏守教育次長兼教育委員会事務局部長、若林教育監兼総合教育研修センター所長、下北教育監、中村教育委員会事務局部長、赤堀教育委員会事務局次長兼教育政策総務課長、山口教育委員会事務局次長兼施設給食課長、山本教育委員会事務局次長兼中央図書館長兼分館（東図書館・駅前図書館）分館長、村井施設給食課課長、大坪施設給食課課長、坂本学務課長、古田教育指導課長、村瀬総合教育研修センター課長岡元社会教育推進課長、浦戸教育政策総務課課長代理兼係長、竹山教育政策総務課係長、池田（教育政策総務課担当）

○高須教育長

それでは、ただ今から教育委員会 6 月定例会を始めさせていただきます。
本日の署名人は、山口委員にお願いいたします。
本日の案件は、報告事項が 1 件、議決事項が 3 件でございます。
それではまず、本日の配付資料について、確認をいたします。
事務局から説明をお願いします。
はい、赤堀次長。

○赤堀教育委員会事務局次長兼教育政策総務課長

本日の配付資料を確認いたします。
教育委員会定例会の議案書、議案第 23 号に関する別冊資料の 2 点でございます。
以上でございます。

○高須教育長

説明は終わりました。
それでは、議案書 1 ページ「5 月・6 月教育委員会一般事務報告」についてお伺いいたします。
事務局から報告事項はございませんか。
はい、赤堀次長。

○赤堀教育委員会事務局次長兼教育政策総務課長

5 月・6 月の一般事務報告をいたします。

5月25日に市政感謝会、5月30日に学校訪問を行い、本日6月12日に、教育委員懇話会及び教育委員会定例会を開催しております。

続きまして、教育委員会後援の状況につきましては、5月11日から6月5日までに8件ございました。そのうち新規の後援が2件で、1件目は、非核平和の推進及び平和学習の場の提供を目的とした映画無料上映会などを開催する、寝屋川原水爆禁止協議会による、「寝屋川原水協30周年記念行事」、2件目は、ギター・マンドリン演奏会を通じて、文化の発展に寄与することを目的とした香里マンドリンアンサンブルによる「第12回 香里マンドリンアンサンブル定期演奏会」でございます。

その他継続の後援が6件で、1件目は、株式会社産業経済新聞社サンケイスポーツによる、「淀川寛平マラソン2024」、2件目は、寝屋川市バレーボール連盟による、「第47回教育長杯クラス別バレーボール大会」、3件目は、一般社団法人ふるさ都・夢づくり協議会大阪・淀川市民マラソン実行委員会による、「第26回大阪・淀川市民マラソン」、4件目は、和・輪・WAこども日本舞踊教室による、「伝統文化こども日本舞踊教室」、5件目は、寝屋川児童虐待減らそう会による、『映画「189」無料上映会』、6件目は、寝屋川まつり実行委員会による、「第47回寝屋川まつり」でございます。

以上でございます。

○高須教育長

ただ今の報告に対しまして、御質問はございませんか。

先日、学校訪問に行っていたいただきましたが、感想をお願いできますか。

はい、山口委員。

○山口委員

先日、卒業後初めて小学校に行きましたが、今の教育は活気があり、児童全員が参加しているという印象を受けました。また先生方が、上手に児童を導く様子も拝見しました。新任の先生方も、授業の中で人を引っ張っていくような、魅力的な話し方をされていました。

また、寝屋川スタンダードというシステムが実践されている現場に感銘を受けました。とてもいい経験をさせていただき、ありがとうございます。

以上でございます。

○高須教育長

ほか、よろしいでしょうか。

はい、中澤委員。

○中澤委員

堀溝小学校は、寝屋川で一番南にある小学校で、入っていきますと、とても閑静で落ち着いた学校という印象を受けましたが、子供たちがとても活発で、休み時間に運動場で遊んでいる姿を拝見し、とても嬉しく思いました。

授業も1年生から6年生まで拝見し、子どもたちは落ち着いていて、先生やクラス

メイトの発言にもしっかりと耳を傾け、自分の考えも発言できているなど感じました。

また、学年が上がるにつれて、子どもたちが成長しているという印象を受けました。6年生のディベートでは、一人一人が、反駁と振り返りまでしっかりと述べており、6年生なりのディベートの授業ができていると思いました。

また、学力だけではなく、体力も伸ばすという点についても、しっかりと取り組んでおられました。現在、立ち幅跳びが苦手な子が全国的に多いと言われていますが、調べたところ、立ち幅跳びできる子は、運動能力が高いと言われていたそうです。学校では、立ち幅跳びをサーキットトレーニングの中に取り入れ、子どもたちが学力以外にも体力の育成に楽しく、真剣に取り組んでいました。

全体的に若い先生方が多い学校であり、校長先生をはじめ、若い先生方をどのように指導していくかについて力を入れているとともに、寝屋川スタンダードを中心に、教職員の皆さんが取り組み、授業においても、自信を持って子供たちに向き合っていたという印象を受けました。

また、学校訪問を通じて、保護者及び地域の方の御意見は、非常に重要であり、学校と保護者・地域が連携している点を教育委員会がサポートできるように、今後も意見交換を行い、子どもたちが学力・体力ともに育成できる環境づくりのため、微力ではありますが、尽力していきたいと思いました。

望が丘小・中学校も、開校から2カ月が経ち、どのような状況かについても今後お教えいただけますと幸いです。

今後も、学校訪問に行かせていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。ありがとうございました。

以上でございます。

○高須教育長

ほか、よろしいでしょうか。

ほかに、事務局から報告事項はございませんか。

では、ないようですので、次に、2ページ「6月・7月教育委員会行事計画書」について、お伺いいたします。

事務局から、何かございませんか。

はい、赤堀次長。

○赤堀教育委員会事務局次長兼教育政策総務課長

6月・7月の行事計画を御説明いたします。

まず6月19日から7月10日まで開催されます、令和6年6月市議会定例会につきましては、6月21日に文教生活常任委員会及び予算決算常任委員会（分科会）、28日に予算決算常任委員会（全体会）、7月1日から3日まで一般質問、5日に文教生活常任委員会協議会が開催される予定でございます。

次に、7月24日に、教育委員懇話会及び定例教育委員会定例会を開催する予定でございます。

以上でございます。

○高須教育長

ただ今の報告に対しまして、御質問はございませんか。

ほかに、事務局から報告事項はございませんか。

では、ないようですので、「6月・7月教育委員会行事計画書」については、予定どおり、よろしく願いいたします。

次に、3ページでございます。

報告第15号「市長からの意見聴取について」を議題といたします。

はい、赤堀次長。

○赤堀教育委員会事務局次長兼教育政策総務課長

ただ今御上程いただきました、報告第15号「市長からの意見聴取について」、寝屋川市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第3条の規定により、別紙のとおり臨時に代理いたしましたので、教育委員会に報告し承認を求めるものでございます。

まず4ページ、寝屋川市立寝屋川市駅前図書館条例の廃止につきましては、（仮称）こども専用図書館の整備に伴い、令和6年12月31日限りで、寝屋川市駅前図書館を廃止するもので、施行期日を令和7年1月1日とするものでございます。

次に、6ページ、「令和6年度寝屋川市一般会計補正予算（第4号）（教育委員会関係分）」につきましては、前回の補正予算以降、新たに生じた経費の追加補正を行うものでございます。

まず歳入でございます。

款：繰入金、項：基金繰入金、目：公共公益施設整備基金繰入金、補正額50万8,000円につきましては、小中一貫校外灯等設置工事に係る、公共公益施設整備基金繰入金の追加補正でございます。

次に、款：市債、項：市債、目：教育債、補正額440万円につきましては、小中一貫校外灯等設置工事に係る、義務教育施設整備事業債の追加補正でございます。

続きまして、7ページ、歳出でございます。

款：教育費、項：教育総務費、目：学校建設費、補正額490万8,000円につきましては、令和5年度の小中一貫校外構工事において、電線ケーブルの入手が困難となり、未実施であった「電線ケーブルの敷設工事等」について、状況が改善されたことから、改めて工事を実施する、小中一貫校外灯等設置工事の追加補正でございます。

続きまして、8ページ、債務負担行為補正でございます。

「生涯学習（多機能）施設整備詳細設計業務委託（委託料）」につきましては、詳細設計に要する期間が翌年度にまたがることから、債務負担行為を設定するもので、期間は令和6年度から令和7年度、限度額は3,713万2,000円でございます。

以上でございます。

○高須教育長

説明は終わりました。ただ今の説明を受けまして、御質問はございませんか。

では、ないようですので、報告第15号「市長からの意見聴取について」を報告どおり承認することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○高須教育長

御異議なしと認めます。

よって本案は報告どおり、承認することに決めます。

次に、議決事項に移ります。9ページでございます。

議案第22号「教育行政事務の管理及び執行状況に関する点検及び評価の実施方針について」を議題といたします。

はい、赤堀次長。

○赤堀教育委員会事務局次長兼教育政策総務課長

ただ今御上程いただきました、議案第22号「教育行政事務の管理及び執行状況に関する点検及び評価の実施方法について」、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条に基づき、令和5年度教育行政事務の管理及び執行状況に関する点検及び評価報告書を作成するため、教育委員会の議決を求めるものでございます。

10ページを御覧ください。

1の概要として、法律第26条の規定により、全ての教育委員会において、毎年点検・評価を実施し、公表することとなっております。

2の実施趣旨として、効果的な教育行政の推進及び市民への説明責任を図るためでございます。

3の点検・評価の対象は、『寝屋川市教育大綱実施計画』において定めた、『「考える力」の確立』、『特色ある「寝屋川教育」の確立』の2つの視点を実施するための主な事業でございます。

4の評価方法として、「教育行政事務の点検及び評価に関する会議」において、「教育改革重点取組」を構成する「構成取組」ごとに活動実績を分析し、達成度、評価を示すものでございます。

なお、会議におきましては、学識経験者に指導・助言をいただきたいと考えており、大阪商業大学の的場啓一教授、兵庫県立大学の竹内和雄教授の参加を予定しております。

5の今年度のスケジュールとして、『点検及び評価に関する会議』を8月27日に開催する予定でございます。

以上でございます。

○高須教育長

ただ今の説明に対しまして、御意見、御質問はございませんか。

では、ないようですので、お諮りいたします。

議案第22号「教育行政事務の管理及び執行状況に関する点検及び評価の実施方針に

ついて」を原案どおり決することに御異議ございませんか。よろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

○高須教育長

御異議なしと認めます。

よって本案は、原案どおり議決いたします。

次に、12ページでございます。

議案第23号「寝屋川市いじめ防止基本方針の改定に係る市長からの意見聴取について」を議題といたします。

はい、古田課長。

○古田教育指導課長

ただ今御上程いただきました、議案第23号「寝屋川市いじめ防止基本方針の改定に係る市長からの意見聴取について」、市長から意見聴取のあった、寝屋川市いじめ防止基本方針の改定について回答するため、教育委員会の議決を求めるものでございます。

それでは、別冊の「寝屋川市いじめ防止基本方針」を御覧いただき、主な改定内容につきまして、御説明いたします。

まず1ページ、「はじめに」につきましては、中段にありますように、令和元年10月に監察課の設置、令和2年1月に、条例を施行したことを新たに追記するものでございます。

同じく1ページ、「第1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項」の2ページにございます、条例第2条の「いじめの定義」につきましては、下から2行目から3ページの上段にありますように、条例第2条に基づき、いじめで苦しむ児童等の声をできるだけ広く集めるため、人間関係に関する要件を除き、いじめを定義していることを新たに追記するものでございます。

同じく3ページ、「いじめの防止等に関する基本的な考え方」につきましては、中段から4ページの上段にありますように、それぞれの目的と役割が異なるアプローチについて、教育的アプローチ、行政的アプローチ、法的アプローチの説明、及びイメージ図を新たに追記するものでございます。

続いて、7ページでございます。

監察課の設置につきましては、監察課で実施する行政的アプローチについて、情報収集や調査等についてを新たに追記するものでございます。

次に、8ページでございます。

「いじめ被害者支援事業」につきましては、市で実施する民事訴訟や、刑事告訴に要する弁護士費用等の支援を行うことを、新たに追記するものでございます。

以上でございます。

○高須教育長

ただ今の説明に対しまして、御意見、御質問はございませんか。

はい、中澤委員。

○中澤委員

質問ではありませんが、いじめというのは、とても重要な問題であると思います。いじめの状況及び内容も変化しており、このように精査を毎年行うことや、定期的に文面も変えていくということは、大変良いことだと考えます。これからも状況を踏まえて、精査をしていただけたらと思います。

以上でございます。

○高須教育長

はい、古田課長。

○古田教育指導課長

ありがとうございます。御意見に関しましては、こちらから、監察課にも伝えさせていただき、進めていきたいと考えております。

○高須教育長

ほかに、御意見、御質問はございませんか。

はい、有山委員。

○有山委員

市長部局で基本方針が改定されるということですが、各学校では、これを受けて何か動きというのはありますか。

○高須教育長

はい、古田課長。

○古田教育指導課長

今回の改定内容につきましては、主に監察課の設置や、条例の施行ということで、基本方針の追記をさせていただいているところです。学校におきましては、現状のままで、今回に関して改定はないと考えております。

御意見を踏まえ、学校でもいじめ防止基本方針をしっかりと見直してまいります。

○高須教育長

はい、有山委員。

○有山委員

学校としてできることの一つとして、いじめ防止対策が寝屋川市でしっかりと整備されていて、それにより、何か困ったときに頼るところがあるということ、折に触れ、子どもや保護者に知らせる機会を作っていただけたらなと思います。

具体的に、いじめ防止基本方針というのは、どのように周知しているのでしょうか。

○高須教育長

はい、古田課長。

○古田教育指導課長

毎年学校で見直しを行っており、各学校のホームページに掲載させていただいて、周知しております。

以上でございます。

○有山委員

ぜひそのように機会を捉えて、お知らせをしていただくことが、いじめの防止につながるのではないかと思います。ありがとうございます。

○高須教育長

ほかに、御意見、御質問はございませんか。

では、ないようですので、お諮りいたします。

議案第23号「寝屋川市いじめ防止基本方針の改定に係る市長からの意見聴取について」を、原案どおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○高須教育長

御異議なしと認めます。

よって本案は、原案どおり議決いたします。

次に、13ページでございます。

議案第24号「令和6年度寝屋川市立小中学校長・教頭及び指導主事候補者の推薦について」を議題といたします。

なお、本案につきましては、人事案件でございますので、非公開にいたしたいと思っております。

非公開とすることに、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○高須教育長

各委員より御同意をいただきましたので、本案は、寝屋川市教育委員会会議規則第6条の規定に基づき、非公開とさせていただきます。

それでは、関係者以外の方及び傍聴の方は、一旦御退席いただきますようお願いいたします。

(関係者以外退室)

(入室)

○高須教育長

再開いたします。

それでは、議案第24号「令和6年度寝屋川市立小中学校長・教頭及び指導主事候補者の推薦について」を、原案どおり議決いたします。

以上で、予定の案件は全て終了いたしました。

このほかに事務局から報告事項があれば、お願いします。

では、ないようですので、これをもちまして教育委員会6月定例会を終了させていただきます。